

富山県パートナーシップ宣誓制度案の概要

1 趣旨

富山県人権教育・啓発に関する基本計画では、すべての県民が個人として尊重され、多様性を認め合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会を目指しています。

これは、県民一人ひとりのウェルビーイングを向上させることに繋がるもので、多くの人たちが住みたい、訪れたいと思える富山県としていくためにも人権尊重社会の実現に継続的に取り組んでいく必要があります。

今回、その一環として、性的少数者等の方々の心理的な安全性を高め、医療現場等生活の具体的な場面での不都合の解消に資するため、パートナーシップ宣誓制度を導入することにしました。

2 名称

富山県パートナーシップ宣誓制度

3 制度根拠

富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

4 対象/要件

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任をもって相互に協力し合うことを約した二人であって、以下の要件を満たす者を本制度の対象者とします。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

5 手続きの流れ

- (1) 対象の二人は、パートナー宣誓する旨を県に連絡し、日程を調整します。
- (2) 宣誓の当日、当該の二人は現に婚姻していないことを証明する書類、住民票の写し、本人確認書類等とともに、パートナーシップ宣誓書に署名し、県担当者に提出します。県はそれを受け、宣誓書の写しとパートナーシップ宣誓書受領証を発行します。
- (3) なお、希望に応じて、二人のどちらか又は両者に未成年の実子又は養子がいる場合、パートナーシップ宣誓書受領証に、子の氏名を付記できます。

申請の手順（案）

1 宣誓日の事前予約

宣誓を希望される日の1週間前までに電話もしくはメールで宣誓日時を予約

- ① 宣誓希望日・時間
- ② 宣誓されるお二人の氏名とふりがな（通称名の場合は、戸籍上の氏名）
- ③ 代表者の日中の連絡先の電話番号

2 パートナーシップの宣誓

予約した日時に、二人そろって必要な書類を持参し、県職員の前で「パートナーシップ宣誓書」により宣誓、自署し、県に提出。

3 宣誓書受領証の交付

書類の不備等がなく、要件を満たしている場合は

- ① パートナーシップ宣誓書写し（受領印を押印）
- ② パートナーシップ宣誓書受領証（カード）を交付。

4 受領証交付台帳への登録

6 宣誓事項の変更の届出

住所、氏名、子氏名その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓事項変更届に変更内容が確認できる書類と変更前の受領証を添付して、県に提出してください。

県はその内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付します。

7 受領証の返還

以下の場合、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に受領証等を添付し、県に提出してください。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 宣誓が無効となったとき。

8 パートナーシップ宣誓の無効事由

以下に該当する場合、宣誓が無効になります。

- (1) パートナーシップ宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

9 活用の場面の想定

- (1) 公営住宅への入居における同居親族としての扱い
- (2) 公立病院での病状説明等での家族と同様の扱い
- (3) その他の県・市町村の行政サービス、民間事業者のサービス（サービス提供者が活用する場合）について活用を検討、働き掛けていきます。